

旧一関事業所の土壌汚染対策の開始について

弊社旧一関事業所の敷地の一部について、土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域の区域指定を受けておりましたが、下記の通り土壌汚染対策工事を開始いたしますのでお知らせします。

この対策工事は区域指定内の土壌汚染の除去を行う計画としており、弊社旧一関事業所内に存在する形質変更時要届出区域全ての区域指定解除を目的として実施します。施工方法につきましては土壌汚染対策法に基づいて計画を作成し、岩手県一関保健福祉環境センターに届け出たものです。

また、土壌汚染対策に先立ち、既存建物の解体工事を行います。

1. 形質変更時要届出区域の状況

旧一関事業所敷地（83,612 m²）の一部（3,900 m²）が岩手県により土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定を受けています。

- ・ 指定対象地：NEC プラットフォームズ株式会社旧一関事業所
岩手県一関市柄貝 1 番地
- ・ 指定区分：形質変更時要届出区域
- ・ 指定面積：3,900 m²
- ・ 溶出量基準を超過した特定有害物質の種類：トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
クロロエチレン、カドミウム及びその化合物
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- ・ 含有量基準を超過した特定有害物質の種類：鉛及びその化合物

※区域指定の詳細については、岩手県のホームページ（下記）にも掲載されています。

一関市の指定番号：形-11号が弊社旧一関事業所です。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/suishitsu/1005901.html>

2. 土壌汚染対策工事

本工事に際しては、土壌汚染対策法および「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）／令和4年8月／環境省」に基づくとともに、その他関係法令・条例等を遵守して実施します。

(1) 第一種特定有害物質（トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン）

地下水含有の少ない浅部の土壌汚染については掘削除去を行い、オンサイト浄化（抽出処理：生石灰添加式を予定）し、浄化済み土壌の埋め戻しを行います。掘り起こした土壌が飛散しないようにテントを設置し密閉された中で処理を行い、揮発した第一種特定有害物質は活性炭により吸着処理することとします。

地下水含有の多い深部の土壌、および地下水については、原位置での浄化として生物処理（バイオスティミュレーション）を行います。なお、汚染の拡散を防止するため対象範囲を遮水壁で囲み施工することとします。また、浄化後、地下水のモニタリングを2年間実施します。

(2) 第二種特定有害物質（カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物）汚染土壌は掘削除去を行い場外搬出後、土壌浄化処理会社において浄化処理を行います。また、汚染土壌を掘削除去した後は、良質土による埋め戻しを行います。

地下水汚染については、原位置での浄化として原位置抽出（揚水処理により浄化）を行います。

3. 建物の解体

弊社旧一関事業所の敷地内建物は全て解体撤去し、また構内道路や駐車場の舗装、植栽も撤去します。なお、敷地の形状保全のため、外周のフェンスおよび擁壁（間知ブロック）は解体しない予定です。

4. スケジュール（予定）

建物解体工事	: 2022年12月 ~2023年11月
土壌汚染浄化	: 2023年1月 ~2024年6月
地下水モニタリング	: 2024年6月 ~2026年6月
外構解体工事	: 2026年3月 ~2026年6月

以上